

令和 6 年 12 月 12 日

〔新規〕

〔要綱第 47 号〕

石川町防災士資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における防災の担い手となる防災士の養成を促進し、もって災害に強いまちづくりに資するため、防災士の資格を取得する者に対しこれに要する経費について、予算の範囲内において石川町防災士資格取得助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な 事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)に認証登録された者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、以下の各号のいずれも該当し、石川町が推進する地域防災力の強化に関する各種施策に協力できる者とする。

(1) 町内に住所を有すること。

(2) 防災士機構が認証した研修機関(以下「防災士研修機関」という。)が実施する防災士研修講座(以下「防災士研修講座」という。)を受講し、防災士の資格を取得した者

(3) 町内の行政区に加入している世帯に属している者

(4) 防災士の資格を取得後、防災に係る指導的な役割を担う者として活動することに同意できる者

(5) 防災士の資格を有する旨の情報を、町から消防機関、自主防災組織、行政区等の防災活動団体に提供することについて同意できる者

(6) 町からの要請に応じて、防災に関する活動や災害対応活動への協力に同意できる者

(7) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けておらず、かつ、受ける予定のない者

(8) 町税等について滞納のない者

- 2 石川町消防団員については、前項のほか取得後5年間の消防団活動に従事することと同意できる者とする

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受講料
- (4) 防災士機構の防災士認証登録料
- (5) 別表に掲げる研修受講地で開催される防災士研修機関が実施する講座の受講に係る交通費及び宿泊料として同表に掲げる金額
- (6) その他町長が認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する対象経費の合計額とし、100,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、石川町防災士資格取得助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払いを証する書類の写し(交通費を除く。)
- (3) 受講票等受講会場がわかる書類
- (4) 運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の翌年度3月31日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日)までとする。

- 3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その都度速やかに内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは石川町防災士資格取得助成金交付決定通知書(様

式第2号)により、助成金を交付すべきではないと認めたときは石川町防災士資格取得助成金交付不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成金交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付決定の日から14日以内又は当該年度3月31日のいずれかの早い日までに石川町防災士資格取得助成金交付請求書(様式第4号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

3 町長は、前2項の規定により、補助金の交付決定を取消し、又は補助金を返還させるときは、石川町防災士資格取得助成金交付決定取消通知(兼返還命令)書(様式第5号)により交付対象者に対し通知するものとする。

(活動努力)

第10条 この要綱により助成金の交付を受けて防災士の資格を取得した者は、防災士研修講座において取得した防災に関する知識及び技術の活用並びに防災士としての資質向上に努め、防災に関する活動、地域自主防災活動に協力しなければならない。

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年1月1日から適用する。

別表(第4条関係)

研修受講地	交通費積算	宿泊料積算	助成金対象額
福島県外	職員等の旅費に関する条例(昭和41年石川町条例第9号。以下「条例」という。)及び職員等の旅費の支給に関する規則(昭和41年石川町規則第8号。以下「規則」という。)により算出される往復の鉄道賃とする。	条例及び規則により算出される宿泊料一夜分	左記の交通費及び宿泊料を合算した額。なお算出した金額に千円未満の金額がある場合はこれを切り捨てる。
福島県内	条例第18条に規定する日当の額		

備考

- 1 研修受講地が福島県外の場合は、交通手段に関係なく往復の鉄道賃を交通費として積算する。
- 2 研修受講地が福島県内の場合は、原則、宿泊を認めない。